

令和7年1月7日
京都市文化市民局

〔担当：消費生活総合センター〕
〔TEL：075-366-2250〕

2月22日「行政書士記念日」に開催します！
—昭和26年2月22日に行政書士法が公布されました—

行政書士による「終活セミナー」及び「無料相談会」の開催

行政書士法が公布された昭和26年2月22日を記念し、日本行政書士会連合会では、毎年2月22日を「行政書士記念日」と定めています。

そこで、京都市では、「行政書士記念日」に合わせ、京都府行政書士会との共催により、人生の最後を迎えるための準備「終活」について、専門的な手続を分かりやすく解説する「終活セミナー」を開催します。

また、市民の暮らしに役立つよう、行政書士による「無料相談会」も併せて開催します。

1 行政書士による「終活セミナー」

- (1) 日時 令和7年2月22日（土） 午後1時30分～3時
(受付・開場は、午後1時から)
- (2) 会場 京都府行政書士会館
〒601-8034 京都市南区東九条南河辺町85番地3（烏丸十条西入南側）
(地下鉄十条駅又は市バス「地下鉄十条駅前」下車徒歩約1分)
※ 御来場の際は、公共交通機関を御利用ください。
- (3) テーマ 「終活について～遺言・任意後見・死後事務委任契約」
- (4) 講師 京都公証人合同役場 公証人 ^{にしうら ひさこ}西浦 久子 氏
- (5) 定員 先着50名
- (6) 受講料 無料
- (7) 申込方法 どなたでもお申し込みいただけます。
申込期間は、令和7年2月3日（月）～2月17日（月）
参加希望者は、氏名及び電話番号を以下の申込先まで御連絡ください。

【申込先】 京都市消費生活総合センター

F A X

075-366-2259

※送信間違いに御注意ください。

ホームページ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000334484.html>

2 行政書士による「無料相談会」

- (1) 日 時 令和7年2月22日(土) 午後1時30分～4時
(相談受付時間：午後1時～3時30分)
※ セミナー終了後、セミナー参加者の無料相談も受付します。
- (2) 会 場 京都府行政書士会館
〒601-8034 京都市南区東九条南河辺町85番地3(烏丸十条西入南側)
(地下鉄十条駅又は市バス「地下鉄十条駅前」下車徒歩約1分)
※ 御来場の際は、公共交通機関を御利用ください。
- (3) 相談員 京都府行政書士会所属行政書士
- (4) 費 用 無料
- (5) 申込方法 当日受付(相談会の事前申込みは不要です。)

3 問合せ先

京都市消費生活総合センター 電話番号：075-366-2250